

理事 第5条に定める各団体から代表する各3名とする。

監事 2名

(理事長、副理事長の選出)

第7条 理事長は、理事の互選により決定する。副理事長は、理事の中から理事長が指名にし、理事会の承認により決定する。

(理事長、副理事長の職務)

第9条 理事長は、本機構を代表し、本機構の業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐する。

(監事の職務)

第10条 監事は本機構の業務及び財産に関し、次の職務を行う。

(1) 本機構の財産の状況の監査

(2) 本機構の業務執行の状況の監査

(3) 財産の状況又は業務の執行について、監査の結果を第5条に定める各団体に報告すること

(役員任期)

第11条 役員任期は、原則として2年とし3月1日から2月末日までとする。ただし、重任を妨げない。また、選出団体の申し出により任期を変更することが出来る。

第4章 理事会

第12条 理事会は、理事をもって構成する。

2 理事長は、必要と認められた者を理事会に出席させ、指名出席者として意見を述べさせることが出来る。

第13条 理事長は、理事会を招集して、その議長となる。

第14条 理事会は、定員の過半数(委任状を有する代理人を含む。)の出席によって成立する。

第15条 理事会の決議は、出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、その決定を議長に一任するものとする。

第 16 条 理事会の議事は、その経過の要領及び結果を議事録として作成し、議長及び議長指名による出席理事 2 名が、署名捺印の上これを保存する。

第 17 条 理事会においては、この会則に別の定めがあるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 放射線治療品質管理士の認定
- (3) 次年度収支予算(案)と事業計画(案)
- (4) 前年度決算と事業報告
- (5) その他理事長が特に重要と認める事項

第 5 章 委員会等

第 18 条 本機構の業務運営上必要と認めるときは、理事会の議を経て委員会等を置くことができる。

第 6 章 事務局

第 19 条 本機構は、事務を処理するため事務局を置く。

第 7 章 会計

第 20 条 本機構の会計年度は、毎年 3 月 1 日に始まり翌年 2 月末日に終わる。

第 21 条 本機構の経費は、第 5 条に定める各団体からの拠出金、放射線治療管理士の認定に関わる収入、講習会等の参加費、資産から生ずる収入、助成金、寄付金等をもって支弁する。

第 8 章 補則

第 22 条 本規約の執行に関する細則は、理事会の議を経て別に定める。

付 則

この会則は、平成 年 月 日より施行する。